

令和3年度 税制改正について

令和3年4月1日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第71回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第71回税理士試験において適用される法令等は令和3年4月2日現在施行のものとしてしております。

◇所得税法

<概要・制度趣旨>

コロナ禍による先行きの不透明さ等を背景に、所得税に関して主に以下の改正が行われました。

① 住宅借入金等特別税額控除

(イ) 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等特別税額控除の**控除期間が13年**となる特例を適用することができるようになりました。

(注) 特別特例取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる**消費税等の額が10%**である場合で、次の期間内にその契約が締結されているものをいいます。

イ．居住用家屋の新築の場合

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ．居住用家屋で建築後使用されたことのないものもしくは既存住宅の取得又は居住用家屋の増改築等

令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

(ロ) (イ)の特例は、**家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満**である場合で、**合計所得金額が1,000万円以下である年**についても適用できるとされました。

② 確定申告

課税総所得金額等に対する税額が配当控除額等を超える場合であっても、**控除しきれなかった源泉徴収税額等**があるときは、**確定所得申告を要しないこと**とされました。

(注) 令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来するものについて適用されません。

③ 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除

令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されました。

④ 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除

令和3年3月31日をもって廃止となりました。

⑤ **特定中小事業者が特定経営力向上設備等**を取得した場合の**特別償却又は所得税額の特別控除**

令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されました。

⑥ **医療用機器等の特別償却**

令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されました。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和3年度税制改正では、様々な投資促進に関する優遇税制が創設・改正されます。また、一部の税制が廃止となります。主な税制改正項目は次の項目です。

① **試験研究費の特別控除の改正**

- ・ 試験研究費の範囲の拡大

クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加する等の改正があります。

- ・ 総額制度

控除割合が9.9%から**10.145%に変更**となり、その10.145%に加減する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の8%超（以下）から**9.4%超（以下）**となる等の改正があります。

- ・ 支出額制度

控除割合に加算する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の8%超から**9.4%超**となる等の改正があります。

② 「賃上げ投資・促進税制」から「人材確保等促進税制」への改正

国内新規雇用者に対する給与において、一定の要件を満たした場合、その法人の**控除対象新規雇用者給与等支給額の15%（または20%）**を法人税額から控除（法人税額の20%が限度）することとなりました。

③ **所得拡大促進税制（中小企業者等）の見直し**

- ・ 「継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率1.5%以上」との適用要件が、「**雇用者給与等支給額が対前年度増加率1.5%以上**」と変更されました。

- ・ 税額控除の上乗せ措置の適用要件である、「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上」が「**雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上**」と変更されました。

④ **高度省エネルギー増進設備等の特別償却・特別控除の廃止**

高度省エネルギー増進設備等の特別償却・特別控除が廃止されます。

⑤ その他

コロナ禍の厳しい経営環境の中で、事業再構築等、経営改革に果敢に挑む企業に対する「繰越欠損金の控除上限の特例」の創設や、認定事業適応計画に基づいて行う設備投資について、新たに特別償却、特別控除を受けられる「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制」の創設などがございます。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和3年度税制改正としては「相続税、贈与税の納税義務者（意義の改訂）」「贈与税の期限内申告（短期非居住贈与者の削除）」「住宅取得等資金の非課税（限度額の改訂等）」「教育資金の一括贈与の非課税（適用期間の延長、贈与者死亡時課税の改訂）」「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税（適用期間の延長、贈与者死亡時課税の改訂）」といった項目があり、相続税法の本試験における重要性が高く、出題実績のある項目が改正に絡んでいます。

特に、住宅取得等資金の非課税や教育資金の一括贈与の非課税に関しては、理論でも計算でも改正を絡めた論点を問うことが可能な項目と考えることができ、出題可能性の高い項目となりますので、改正の内容に関して理論と計算をリンクさせた上での理解、内容把握が必要であると考えられます。

◇消費税法

<概要・制度趣旨>

<課税売上割合に準ずる割合の適用時期の見直し>

個別対応方式における仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いる場合には、承認申請書を提出し、承認を受けた日の属する課税期間から適用することとされています。この承認に係る審査には一定の時間を要することから、適用を受けようとする課税期間末に承認申請書を提出した場合には、承認が翌課税期間にずれ込む状況がありました。

そこで、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、その課税期間の末日の翌日から同日以後1月を経過する日までに承認を受けた場合には、その課税期間の末日に承認を受けたものとみなして、その課税期間から適用できるとされます。

◇酒税

<概要・制度趣旨>

令和3年3月31日までとされていたビールに係る酒税の税率の特例の適用期限が2年延長されました。この他、東日本大震災の被災酒類製造者に関する清酒等に係る酒税の税率の特例の適用期限の2年延長や、輸出酒類販売場制度について、消費税の輸出物品販売場制度における電磁的記録に記録された事項に関する見直しに伴う所要の整備などが行われています。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

事業税の主な改正ポイントは電気供給業における「配電事業及び特定卸供給事業の創設に伴う措置」（令和4年4月1日以後終了事業年度から適用）や「付加価値割における賃上げ・投資促進税制」、その他国税に準ずる措置等です。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨>

主な改正としては、土地の税額計算について現行制度が令和3年度から令和5年度まで継続されることとなりました。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の経済状況及び負担感に配慮するため、令和3年度分の固定資産税に限り、前年度よりも税負担の増加する土地については税負担を据え置く特別な措置が講じられることとなりました。